平成２３年（フ）第２８７号
福岡県田川郡香春町大字中津原1081番地60
債務者　玉江　洋子（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１９９号
福岡県宗像市日の里８丁目15番地２
債務者　小野真都美
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５８７号
福岡市早良区星の原団地32番503号
債務者　山下　博益
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５８８号
福岡市早良区星の原団地32番503号
債務者　山下　光江
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８３４号
福岡市早良区祖原９番12号
債務者　清永　健治
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８８５号
福岡市東区名島２丁目８番21―104号
債務者　荒瀬　昭代
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９１４号
福岡市中央区今泉１丁目18番22号
債務者　前川比菜子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９４７号
福岡市博多区那珂１丁目16番17号ネオブライト那珂２棟102号室
債務者　永田　裕樹
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９６３号
福岡市東区和白６丁目19番22―109号
債務者　林田　健一
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９６４号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美298番地43
債務者　内藤しのぶ
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２００３号
福岡市博多区住吉３丁目９番１―702号　カワイアーバンビル
債務者　平本光男こと　尹　　光男
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２００５号
福岡市中央区平尾２丁目19番９―1202号
債務者　池田　陽一
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２００７号
福岡県糟屋郡新宮町下府６丁目10番25号ルート新宮駅前Ｄ202号
債務者　荒津　博美
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０２０号
福岡市東区箱崎４丁目34番７―201号
債務者　藤山　淳二
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０２４号
福岡市博多区千代３丁目６番２―905号
債務者　片原美智子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０２７号
福岡市西区壱岐団地137番２―301号
債務者　畑村　達也
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０３２号
福岡市西区横浜１丁目31番27―201号
債務者　中島　　敬
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０４７号
福岡市早良区賀茂１丁目33番20―８号
債務者　大鶴恵美子（旧姓浦・松尾）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部